論 説

公益法人等における使途が制約された 寄付金等について

―公益信託ニ関スル法律改正に関する一考察―

藤井純一

- 1 はじめに
 - (1) 本稿の目的
 - (2) 平成18年信託法改正経緯
 - (3) 問題の所在
- 2 寄付者により制約を課せられた許可のない公益目的の信託としての寄付
 - (1) 当事者が主観的に意図しない客観的信託
 - (2) 信託と認められると
 - (3) 受益者の定めのない信託
 - (4) 許可のない公益目的の信託
- 3 公益法人等に対する寄付財産等
 - (1) 公益目的の寄付財産を信託財産と認めることの意義
 - (2) 信託財産としての寄付財産
 - (3) 会計上の取扱
 - (4) コミュニティ財団の例
 - (5) 博物館、ナショナル・トラストの例
- 4 おわりに
 - (1) これまでの検討内容
 - (2) 公益信託法の改正にあたって

1 はじめに

(1) 本稿の目的

公益法人又は特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)において寄付により受け入れた財産⁽¹⁾が「寄付者の意思により使途、処分または保有形態に制約が課せられてい⁽²⁾」てその制約の内容が専ら寄付金を受入れた公益法人又は NPO 法人(以下「公益法人等」という。)の利益を図る目的ではない⁽³⁾とき、それを「信託目的⁽⁴⁾」と読み替えることができる。そうすると、寄付者及びそれを受け入れた公益法人等が信託の設定を主観的には意図していなくても、寄付を行うことが客観的には信託の要件を充たすこととなる⁽⁵⁾。信託の要

- (1) [日本ファンドレイジング協会,2013] 44頁79頁は、2012年の個人の寄付金総額の推計金額は6931億円、2011年の法人の寄付金総額は7168億円と推計している。このうちもっぱら寄付受入法人のためではなく、公益のための寄付は信託の要件を充たす蓋然性がある(信託法2条1項)。個人の寄付金のうち共同募金会(177億円)および日本赤十字社(146億円)への義捐金や社会貢献活動の中間支援(270億円)団体への寄付は、信託の要件を充たすことが少なからずあろう。
- (2) 後記「3.公益法人等に対する寄付財産等(3)会計上の取扱」において述べるよう公益法人等の会計基準により設けられる仕訳の勘定科目説明に用いられる表現である。
- (3) 信託法2条1項括弧書き
- (4) 信託目的の「「目的」とは、日常用語における「目的」とは少し違(い、中略― 筆者)「実現しよう到達しようとして目指す事柄」ではなく、「受託者に何をさせるか」がポイントとなる(「道垣内弘人、2007〕52頁)。
- (5) 最高裁第一小法廷平成14年1月17日判決預金払戻請求事件、東京高裁平成11年8月31日判決預金返還請求事件など契約当事者は、信託の設定を主観的に意図しなくても、当該契約の内容が信託の要件を充たしているとして事後的に裁判上信託設定が認められている。なお、弁護士が顧客から預り金を受託すること、請負人が請負契約に基づき前払金を受託することは、信託業法上信託業の適用除外とされている(信託業法2条1項、信託法施行令1条の2)。

件が充たされると信託法及び公益信託法の諸規定が適用される⁶⁰ところ、平成 18年に改正された信託法及び公益信託ニ関スル法律の諸規定には、このような 寄付により公益法人等が受け入れた寄付財産に関して混乱を招きかねない規定 がある。

本稿は、公益法人等が受け入れた公益を目的とする寄付の中に主観的には意図していなくても客観的には信託の要件を充たすものがあることを指摘し、そのことを公益信託二関スル法律の改正⁽⁷⁾に際して考慮すべきであることを主張すること目的とするものである。

(2) 平成18年信託法改正経緯

信託法案および信託法の施行に伴う関係法の整備等に関する法律(以下「整備法」という。」)案は、平成18年12月8日165回国会において法律として成立し、改正前信託法(以下「旧信託法」という。)66条以下の公益信託に関する規定を除いて全面的に新法として制定された。公益信託制度⁽⁸⁾についは、実質的見直しを行わず整備法において旧信託法の法律名を公益信託ニ関スル法律

⁽⁶⁾ 当然の法理である。しかし、信託の場合は、一般に信託は信託銀行あるいは信託会社が受託者として行う契約であると考えられてきたところ、「これまで信託とは無関係だとされてきた取引も、信託だと考えることができるのではないか(中略一筆者)と思われてきました。([道垣内弘人,2007]27頁)」といわており、公益法人に対する寄付の中に信託を見いだすのも意義のあることと考えられる。

⁽⁷⁾ 法務省は、公益信託ニ関スル法律の改正作業に着手したとのことである。(中辻雄一朗2015年4月25日金融法務事情1頁)

⁽⁸⁾ 公益信託は2015年3月末総件数484件総残高644億円である(信託協会「信託統計表8.公益信託受託状況」信託263号2015年8月189頁)。公益財団法人数4606法人、資産合計額20兆9601億円と比較し低調であることも公益信託ニ関スル法律があまり注目されてこなかった理由の一つであろう。公益信託ニ関スル法律は、主として信託会社や信託銀行を取り締まるいわゆる業法ではなく、自然人や一般の法人にも適用される法律であって、実際に自然人が受託者である公益信託(公益信託「軽井沢グアム学生交流基金」)も存在する。

(以下「公益信託法」という。)と改正し、所要の整備を行い改正された。

公益信託を含む公益目的の信託は、社会一般のための信託であって必然的に 受益者の定めのない信託となるところ、旧信託法の下で許可のない公益目的の 信託 $^{(9)}$ については、有権解釈は信託としての有効性すら認めていなかった $^{(10)}$ 。 しかし、学説はこれを有効と認めるものが有力であった $^{(11)}$ 。

現信託法は、新たに受益者の定めのない信託は自己信託⁽¹²⁾によっては設定できないこととしたうえでこれを導入⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾し、公益信託を「受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可(主務官庁の許可一筆者)ヲ受ケタルモノ(以下公益信託ト謂フ)⁽¹⁵⁾」と定義し、さらに「主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」と

- (10) [新井誠, 2014] 445頁は、旧信託法についても「我が国の有権解釈は(中略一筆者)公益信託はもとより、そもそも信託としての有効性すら認めない」とする。
- (11) 旧信託法の下における学説の状況については、「四宮和夫 1989] 114頁に詳しい。
- (12) 信託法3条3号、自己信託は今回の信託法改正によって導入された制度である。
- (13) 旧信託法の下において公益目的以外の受益者の定めのない信託について [四宮和夫,1989] 122頁は、「公益信託とも言えず、また、私益信託としても信託の履行を強制する受益者を欠く場合は、信託とは認められないだろう」とする。
- (14) 信託法258条1項、自己信託により設定できないと解するのは、同条同項中「三 条一号又は二号(信託契約又は遺言信託—筆者)に掲げる方法によってすることができる」の反対解釈である。
- (15) 公益信託ニ関スル法律1条

^{(9) [}四宮和夫, 1989] [能見善久, 2004] は「許可のない公益目的の信託」を [新井誠, 信託法第4版, 2014] は「自主的公益信託」を使用するところ、本稿においては信託法の改正前後を問わず「許可のない公益を目的とする信託」を次の理由により使用することとしたい。すなわち、旧信託法上は、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ」と定義されていて主務官庁の許可を含意していなかったところ、現公益信託ニ関スル法律における定義は、次の段落に記すとおりであり、主務官庁の許可を含意することとなったため、現公益信託法の下で「許可のない公益目的の信託」なる語は、語義中に矛盾が生じてしまうためである。

規定した。これらの関係を整理すると次の表のとおりとなる。

表: 受益者の定めのない信託設定の可否

		信託法改正前	信託法改正後
公益目的	公益信託	可(旧信託法第66 条以下)	可 (公益信託法)
	主務官庁の許可のな い公益目的の信託	不可(有権解釈) 可(有力説)	不可(公益信託法 第2条第1項)
公益目的以外	目的信託	不可	可(信託法第258 条以下)

(3) 問題の所在

(1)公益を目的とする許可のない信託は効力を有さないとされたこと

筆者の懸念する想定例は次のとおりである。すなわち、助成金の支給を主な 事業する公益法人に対する寄付に対して、当該目的達成にふさわしい一定の公 益活動を行う公益法人等に助成金の支給を行うこととする旨の制約を寄付者が 課す例である。この場合、受益者の定めのない公益目的の信託の要件を充たす ことが考えられるところ、信託設定が公益信託法2条2項により文理上は無効 と解される蓋然性がある。主務官庁の許可を欠くことによって効力が生じてい ないことにともなう財産の帰属争い等を惹起しかねず、混乱を招きかねない。

公益法人等に対する公益目的の寄付財産⁽¹⁶⁾について、公益法人は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、NPO法人は特定非営利活動促進法に基づき行政庁の監督に服すのであるから、当該財産を信託財産として保護を与えても履行を強制する者がいないことによる弊害は考え難い。そもそも、公益目的でない(私益目的の)受益者の定めのない信託を認め、主務官庁の許可のないことを理由に公益目的の受益者の定めのない信託を認めないという現行法⁽¹⁷⁾はバランスを欠いていて理解しがたい。主務官庁の許可のない公益目的の信託については、公益法人等に対する寄付に概当する場合には、これを無効とする規定を廃すべきであるというのが本稿の主張するところ

⁽¹⁶⁾ 金銭限らず財産権一般。

⁽¹⁷⁾ 信託法258条、公益信託ニ関スル法律2条2項

である。

②公益を目的とする信託は自己信託により設定できないとされたこと

公益法人等が運営する博物館は、寄付により受け入れた博物館資料 (動産)を所有している。またナショナル・トラスト団体である公益法人等は、寄付金を受け入れその寄付金によりナショナル・トラストの対象地 (不動産)を購入している。これらの動産や不動産は、寄付者の寄付財産又は目的が定められた寄付金を原資として取得されたものがあり、寄付者の意思にしたがって管理すべき制約が課された物もある。このように信託の要件を充たす場合、寄付財産あるいはその代替物は信託財産としての保護(18)を受けて然るべき物である。しかし、当初の寄付は主観的には信託の設定を意図しない者の行為であるところ、これらの物は寄付を受けた者の固有財産として管理されていると考えられる。そこで、事後的に寄付を受け入れた公益法人等がこれらの物は信託財産に帰属すべきことに気が付いた時に、これらの物を信託財産となし得るよう、公益財団法人等においては、公益を目的とする自己信託の設定を認めるべきである。

2 寄付者により制約を課せられた許可のない公益目的の信託 としての寄付

(1) 当事者が主観的に意図しない客観的信託

判例または裁判例で契約当事者が信託の設定を意図していない契約に信託の 成立を認める旨の判決理由が示されるものがみられる。例えば、公共工事の請 負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から前払金の支払いを受けた

⁽¹⁸⁾ 信託法23条、25条。博物館は、それぞれの分野の研究、教育などに高い能力を 有していても、ナショナル・トラスト団体は自然保護活動を活発に行っていて も必ずしも財政的には万全でないこともあろう。そのような団体が受託者と なって博物館資料またはナショナル・トラスト地の信託を受託することができ れば、固有財産の債権者から信託財産は隔離され、受託者の破産に際しては、 受託者は更迭(信託法56条1項3号62条)されることとなる。

ケース(19)、弁護士が顧客から預り金を受領したケース(20)やマンションの管理業 者がマンション管理組合からの積立金を預かったケース(21)において信託の成 立が認められている。また、信託の成立は認められなかったものの損害保険会 社の代理店の徴収した保険料が信託財産を為すか否かが争われた例(22)がある。 信託の要件が充たされれば、契約当事者の主観的意図の如何に関わらず信託契 約の成立が認められるという法的にみれば一見当たり前のことが認められたと いうことである。しかし、わが国において信託契約は、信託会社または信託銀 行(以下「信託会社等 | という。)の行う契約であると考えられていて、信託 会社等以外の者が受託者となる信託契約はまれであり、一般に信託は信託会社 等の用意する信託契約書にもとづき契約するものであると考えられていた。そ こで、その成否が問題となったのである。すなわち「これまで信託と無関係だ と思われてきた取引も、信託だと考えることができるのではないか | 「あの場 合はどうかといった議論が盛んになってきた⁽²³⁾ | とされている。そこで、公益 法人等に対する制約を付した寄付の中に信託と認められるものが見いだされる のではないか、それが信託と認められるのであれば、どのような法律効果が生 ずるのか、それは当事者の予期しない法律効果ではないか、当事者が予期しな かったとしてもそれは公益法人に対する寄付者の意思により制約された寄付財 産にふさわしい法律効果がもたらされているのか、という問題を検証すること は、意義のあることと考えるものである。

(2) 信託と認められると

公益法人等に対して公益を目的とする寄付を行うことが信託行為と認められると、公益法人等は、信託の受託者として当該寄付財産を信託財産として、寄付者の課した制約(信託の本旨)に従って管理又は処分する義務、善良な管理

⁽¹⁹⁾ 最高裁第一小法廷平成14年1月17日判決預金払戻等請求事件

⁽²⁰⁾ 最高裁第一小法廷平成15年6月12日判決債権差押処分無効確認等請求事件

⁽²¹⁾ 東京高裁平成11年8月31日判決マンション管理費等積立金事件

⁽²²⁾ 最高裁第二小法廷平成15年2月21日預金返還、仮執行の原状回復及び損害賠償 事件

^{(23) 「}道垣内弘人」2007〕27頁

者の注意義務、忠実義務、利益相反行為の制限、分別管理義務、帳簿の作成義務、報告義務などの義務⁽²⁴⁾を負い、寄付財産は信託財産として強制執行の制限、受託者の破産等に際しての取戻権等や受託者の権限違反行為の取消し権等に服することとなる⁽²⁵⁾。また、公益法人等は、任務懈怠や利益相反取引の責任を負い、帳簿閲覧請求権、受託者解任権等の規定に服することとなる。公益法人等に対する寄付を促進するという点に関しては、これらの受託者の義務、受益者の権利、受託者の責任が生じ、受託者の固有債権者や信託財産に関する受託者の取引相手などの第三者に対する効力が生じることは、寄付者の意思により課せられた制約(信託目的)を全うするについての信頼性を高めるものと考えられる。一方公益を目的とする信託は、いわば「一般社会」が私益信託の受益者にあたるところ「一般社会」は権利の主体たりえないので私益信託の受益者は存在しないこととなる⁽²⁶⁾。そこで、その信託に受益者の定めのない信託の特例が適用されるか、そしてどのような効果が生じるかが問題となる。

(3) 受益者の定めのない信託

受益者の定めのない信託は、平成18年の信託法改正に際して導入された制度である。受益者の定めのない信託は、「特定の動物のための信託、無生物(例、記念碑、墓、時計)の為の信託、ミサや供養のための信託」が想定され、ある人のためというよりは目的のために財産を信託すること(purpose trust [目的信託])、あるいは義務の遂行は強制しえないけれども、受託者の名誉心(徳義心)に依存する特殊な信託(honorary trust 徳義信託)(27)」である。

旧信託法の下において「公益信託ともいえず、また、私益信託としても信託の履行を強制する受益者を欠く場合は信託と認められない。⁽²⁸⁾」「非公益の目的信託を認めることは財の流通を阻害することになって適当でない。⁽²⁹⁾」「目

⁽²⁴⁾ 信託法29条以下

⁽²⁵⁾ 信託法23条以下

^{(26) 「}四宮和夫. 1989〕 308頁

^{(27) 「}四宮和夫. 1989〕 122頁

^{(28) [}四宮和夫, 1989] 122頁

^{(29) [}能見善久, 2004] 287頁

的信託においては信託財産の支配権は委託者の下にとどまっており財産権の実質的移転があるかも疑問である。 (30) との理由で学説は否定的であった。

現信託法は、受託者の定めのない信託を次に述べる特例のもとこれを認めた。すなわち、①受益者の定めのない信託は、信託契約または遺言信託のみによってすることができ、自己信託によって設定することはできず⁽³¹⁾②遺言信託よって行ったときは、信託管理人が必須であり、1年間選任されないときは、信託の終了原因となる。③その存続期間は20年を超えることはできず⁽³²⁾、④受益者が存在するときの受益者の監督的権能は、委託者(信託管理人が現に存する場合にあっては、概ね委託者及び信託管理人)が行い⁽³³⁾⑤別に法律で定める日まで受託者は、目的信託事務を適正に処理し得る者として国、地方公共団体及び純資産額5000万円以上の法人でその役職員に暴力団関係者のいないとする経過措置を設ける⁽³⁴⁾こととされた。

公益法人等に対して公益を目的とする寄付を行うことが信託行為と認められたときに、これらの規定のうちには次のとおり問題が生じるものがある。まず、①の特例については、後に述べるように、研究展示を目的として寄付により受け入れた博物館資料や自然保護を目的とする寄付により受け入れたナショナル・トラスト地、又はそれらを購入するために寄付を募り受け入れた金銭により取得した博物館資料やナショナル・トラスト地などが、当初当事者が主観的に信託の設定を意図していなかったことにより固有財産として管理されている (35)場合において、事後的にでも寄付受入者が信託財産とすべき物であると認識したときに、それを信託財産とする方法が閉ざされるという問題が生じる。②の特例については、受益者の定めのない信託において信託行為に信託管

^{(30) [}新井誠,信託法第4版,2014] 425頁は現信託法制定後の版であるところ、旧信託法の下でも通ずる論であろう。

⁽³¹⁾ 信託法258条1項

⁽³²⁾ 公益信託法 2 条 2 項

⁽³³⁾ 信託法260条

⁽³⁴⁾ 信託法附則 3 項信託法施行令3条

⁽³⁵⁾ 寄付が行われた時、当事者は主観的に信託設定を意図していなかったとしても、 事後的に当事者が信託の設定である旨認識することもあろう。

理人の定めがないときには、信託管理人は、最終的には裁判所により選任され る(36)。しかし、主観的に信託の設定を意図しない遺贈による寄付は、その関係 者が受益者の定めのない信託設定と認識して信託管理人の選任を行うことは考 えられず、信託設定から1年間経過し信託終了期日を迎えることとなると考え られる。その後委託者の相続人から信託の終了にともなう残余財産の請求⁽³⁷⁾ を許すこととなりかねない。③の特例については、公益信託はその適用を除外 されている(38)。しかし主務官庁の許可のない公益目的の信託は、その適用を除 外されない。信託設定から20年経過してから後、委託者から信託の終了にとも なう残余財産の請求許すこととなりかねない。④旧法の下で目的信託は、受託 者に対しその履行を強制する者の存在しないことが、目的信託を認めない理由 であったところ、現信託法は目的信託における監督的権能については、原則と して委託者が行使することとしており、公益を目的とする主務官庁の許可のな い信託において妥当と考えられる。⑤受益者の定めのない信託を受託し得る者 は純資産5000万円以上の法人とする旨の規定は、公益を目的とする信託が除外 されており、本稿において検討する信託は、公益を目的とする信託であり問題 は生じない。

(4) 許可のない公益目的の信託

公益信託法2条1項に「公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官 庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」と規定されたことにより、許 可のない公益目的の信託に関する有権解釈はそもそも信託としても無効⁽³⁹⁾と されるに至ったことについては既に述べた通りである。

以下、許可のない公益目的の信託の設定の可否に関する学説の検討を行う。 なお、各説は信託設定の当事者が主観的にも許可のない公益目的の信託である ことを意図して法律行為を行っているか否かを論じてはいない。

現信託法の下で許可のない公益目的の信託の設定を可とするのは、「新井誠、

⁽³⁶⁾ 信託法258条6項

⁽³⁷⁾ 信託法182条

⁽³⁸⁾ 公益信託法2条2項

^{(39) 「}新井誠、信託法第4版、2014」445頁

信託法第4版,2014]である。[四宮和夫,1989]及び[能見善久,2004]旧信託法下においてこれを可とするところ、これらの説が現信託法下においても成立するかを考えてみたい。また、目的信託と考えることも法律行為の解釈としては成り立ち得ると考えられる。[四宮和夫,1989]及び[能見善久,2004]は、いずれも許可のない公益目的の信託に税制上の恩典を除き公益信託のルールを認める考え方である。なお、法的安定性への懸念や税制(40)上の問題もあってか当事者が主観的に意図して許可のない公益目的の信託を設定した例を筆者は知らない。

①他益信託説

[新井誠,信託法第4版,2014] (41)は、公益信託からの受給者を受益者と位置付けおり、自主的公益信託(許可のない公益目的の信託)は「その法律関係は信託法理上は許可を受けた公益信託と同一の他益信託として扱い、原則的には公益信託の法理を適用していくべきであって、自主的公益信託を直ちに目的信託に分類すべきでないと考える。」として、永久拘束禁止則の適用を除外する。可及的近似原則(42)の適用、信託管理人(43)の活用を前提として自主的公益信託の設定を認める(以下「他益信託説」という。)。受益者の定めのある信託と解するのであるから、信託の権利者もいなければ主務官庁の監督もない状況や目的信託における存続期間を20年とする規定(44)についてその適用を免れることができるようになる。

⁽⁴⁰⁾ 許可のない公益目的の信託は、目的信託と同様の課税関係が生じると考えると、信託段階法人課税信託として拠出金(財産)を受贈益として課税関係が生じる可能性がある。http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sonota/shintaku.pdf

^{(41) 419}頁420頁

⁽⁴²⁾ 公益信託ニ関スル法律9条

⁽⁴³⁾ 現信託法において信託管理人は、受益者が現に存しないときに受益者の権限を 行使するのである(123条125条)から、公益信託の受給者を受益者と解する説 からすれば、当該公益信託に受給者が存在するときは、信託代理人(138条139 条)であろう。

⁽⁴⁴⁾ 信託法259条

②公益信託法適用説

[四宮和夫,1989] は、旧信託法下において許可のない公益信託について免税特典を除き公益信託の規定を類推適用すべきであると述べる⁽⁴⁵⁾。旧信託法を前提とする議論であるが公益信託法2条1項の「其ノ効力ヲ生セズ」を公益信託法に規定された主務官庁の権限が生じないものと解することにより現信託法の下でも成り立ち得る議論である。しかし、公益信託に関する規定の類推の方法については述べられていない。具体的な方法は、事案に応じて検討するべきであるということであろう。受益者が存在せずかつ主務官庁の許可のない信託について主務官庁の監督的権能を誰がどのように行使するのか疑問が残る。

[能見善久,2004] 281頁は、受託者から独立性の高い信託管理人がいる場合に限り許可のない公益目的の信託を認めてよいと述べる。そして、税制上の優遇措置は受けないが一般の公益信託と同じルールに服することを認める⁽⁴⁶⁾。旧信託法下の議論であり、現信託法の下では [四宮和夫,1989] の説に対するのと同様に成り立ち得る議論である。

そして許可のない公益目的の信託に公益信託に関する規定の適用を認めるのであるから、公益信託法2条2項の効力を認め目的信託の存続期間を20年とする制約を受けないこととなる。可及的近似原則を定める公益信託法9条の適用については、信託管理人が主務官庁に代わって「其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続」させることとなる。

③小括

旧信託法のもと明示的な(当事者の主観においても信託を意図して設定した)信託を前提として、主務官庁の許可のない公益を目的とする信託については、税制上の恩典を除き有効とする説が有力であった。平成18年の信託法改正においては、「主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」と定められたところであり、立法者の考え方はこれを無効とする。

平成18年の信託法改正後の状況を見渡すと、受益者の定めのない信託のうち 目的信託(公益目的でない)と公益信託(主務官庁の許可を前提とする)を有

^{(45) 「}四宮和夫 1989〕113頁

^{(46) 281、282}頁

効とし許可のない公益を目的とする信託を無効とするのは如何にもアンバランスである。

信託法改正後において公益信託を究極の他益信託と解する他益信託説は、これを有効と解する。また、旧信託法の下における信託管理のいる場合に限り有効と解する能見説は、現信託法の下にいても維持可能である。そして、委託者にその監督権限を付与することにより主務官庁の許可のない公益を目的とする信託を有効と解することができる。また、公益法人等は、財産の使途についても行政庁の一般的な監督下にあり、許可のない公益目的の信託を認めることの弊害が生じる危険はさらに減少する。

3 公益法人等に対する寄付財産等

(1) 公益目的の寄付財産を信託財産と認めることの意義

公益法人等に対して公益目的の寄付を行うことの中には、寄付者が信託の設定を主観的には意図していなくても客観的は信託の設定と認めるべきものがあり、現信託法および公益信託法の中に、当事者が意図しない法律効果が生じて混乱を招きかねない規定があり改めるべきであるというのが本稿の主旨である。そこで、何故、それを信託と認める必要性があるかに触れておく必要がある。すなわち、よりよい社会を構築するために民間の公益活動はさらに活発に行われるべきであり、そのために公益法人等に対する寄付を促進する必要がある。そして、そのために、信託制度が活用されるべきと考えるものである。もとより、本稿は、主観的には信託の設定を意図していない寄付を対象として検討しているのであるから次に述べる寄付を促進する効果についても、主観的に信託の設定を意図していない寄付者にその効果が直ちに生じることはない。しかし、やや迂遠であるが寄付をめぐる争いに信託法を用いた解決を積み重ねることにより公益法人等に対する寄付に対する信頼が増し、その促進に資することとなると考えるものである。

[日本ファンドレイジング協会,2013] は、各種の統計から寄付に関する推計や高額寄付者の動向及び遺産寄付者の意向などの分析を行っており、その中で、高額寄付者が寄付先を選ぶ際に重視することとして、「『信用できる役員やスタッフがいること』、『税の優遇措置が受けられること』、『経営基盤がしっかりしていること』『領収書が発行されること』といった点をより重視している

駒澤法曹第12号(2016)

割合が高い。高額寄付者では、寄付を受ける団体の寄付金の使途や事業内容の情報開示、団体の組織的・財務的安定性、社会的信頼や認知度といった点をより重視している様子がうかがえる。「47」と述べているところ、信託制度を利用することによってこれらの重視する点を補完することができる。例えば、公益活動に関する専門性が高くすぐれた実績を有する公益法人等であっても財務的安定に欠けるとき寄付者は高額の寄付や遺贈を躊躇することもあろう。しかし、公益を目的とする寄付財産が信託財産と認められれば、寄付受入法人の固有債権者は、当該財産に強制執行を行うことができないこととなる。また、受託者の破産に際して受託者は更迭されることとなる。当該財産が処分された場合にあっても要件が充たされれば当該財産の処分取引が取消されることとなるという効果が生じることになる「48」。このような効果が存在することにより、寄付をすることの信頼性が高まり公益を目的とする寄付の促進に資するものと考えられる。

(2) 信託の要件・信託財産

①信託の要件・信託財産

「信託」とは、信託契約、遺言信託または自己信託のいずれかにより、特定の者が一定の目的(専らその者の利益を図る目的を除く。)に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることである⁽⁴⁹⁾。

すなわち、公益法人等に対する寄付者が一定の目的のために寄付を行い、当該公益法人等は寄付財産を寄付者の定めた目的に従った管理又は処分する制約の下に他人のために使途を定め支出する義務を負うのであれば、寄付に関し取り交わす書面⁽⁵⁰⁾に「信託契約」と書かれていなくとも信託の要件を充たすこと

⁽⁴⁷⁾ 同書108頁

⁽⁴⁸⁾ 信託法23条、56条1項3号、27条

⁽⁴⁹⁾ 信託法2条1項、3条

⁽⁵⁰⁾ 公益法人等に対する寄付については、寄付者が当該法人の用意した書式の寄付 申込書を用いてこれに記入した上で差し入れ、承諾書を発行することが広く行 われている。

となる⁽⁵¹⁾。このような観点から、公益法人等が受け入れた寄付の実例から信託 財産となる蓋然性の高いものを探ることとしたい。

信託財産とは、受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産⁽⁵²⁾であって、当初信託財産として設定された財産のほか、その代位物も信託財産となる⁽⁵³⁾。したがって、寄付することが信託行為と認められるのであれば、寄付された財産及びその代位物、例えば、寄付を受けた金銭で購入した動産、不動産などの物も信託財産となる。

後に博物館資料やナショナル・トラスト地について検討を加える予定であるところ、例えば広く世間に公開する文物や旧跡や貴重な天然物などの物で、公益法人等が公益目的の寄付を受けて公益目的のために保有する物、あるいは公益目的のために保有する物を取得するために金銭の寄付を受けて購入した物は、信託財産としての要件を充たすこととなる。

(3)会計上の取扱

内閣府公益認定等委員会が定めた公益法人会計基準⁽⁵⁴⁾は、公益法人が「寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする」とされており、「寄付によって受け入れた財産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする」と規定している。また、公益法人会計基準の運用指針において例示される財産目録には、個別の財産ごとに使用目的等を表示することとされており、「寄付により受け入れた株式であり、長期保有することにより、運用益を〇〇事業の財源として使用している」との例が示されている。

⁽⁵¹⁾ 贈与契約あるいは負担付贈与契約、授権行為の成立可能性を排除するものでは ない。

⁽⁵²⁾ 信託法2条3項

⁽⁵³⁾ 信託法16条

^{(54) [}内閣府公益認定等委員会、平成20年年4月11日(平成21年年10月26日改正)] (注6)、(注4) 2

また、NPO 法人会計基準⁽⁵⁵⁾においては、公益会計基準ほどには、「指定正味財産についてそれに対応する資産との厳密な結びつき」要求していないものの「寄付等によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該受入資産の使途等について制約が課されている場合には、(中略―筆者) その使途ごとに受入金額、減少額及び事業末年度の残高を注記する。⁽⁵⁶⁾」こととされ、使途等が制約された寄付金等の内訳は、通常の場合「正味財産(貸借対照表貸方に記載される―筆者)のうち使途等が制約された寄付金の金額に対応する金額」を注記する旨が定められ、使途等が制約された寄付金等で重要度が高い場合には、「貸借対照表の正味財産の部を、指定正味財産及び一般正味財産に区分する」こととされている。一方、貸借対照表の借方においては、「1.流動資産」及び「2.固定資産(3)投資その他の資産」にそれぞれ「○○特定資産」という勘定科目を設け、「目的が特定されている資産で流動資産に属するもの、目的を明示する⁽⁵⁷⁾」とされている。

NPO 法人会計基準協議会が NPO 法人会計の基準を以上のように定めた議論の経緯及び結論の背景として挙げる理由の一は、「NPO 法人に対する資金援助には、本来の公益的事業に使うのであれば何も制約のないものもありますが、中には使途が指定されているものの少なくありません。たとえば「〇〇の目的のために使ってほしい」といった寄付金は多くある」として「環境保護を目的とする NPO 法人に対して、緑の保全のための土地等を寄贈してもらった⁽⁵⁸⁾」例をあげている。

このように公益法人または NPO 法人の会計においては、寄付者が当該公益 法人等が管理又は処分することとして制約を課した上で当該公益法人に寄付を 行ったときは、当該額を指定正味財産として負債計上し、資産についてはその

^{(55) [}内閣府特定非営利活動法人の会計の明確化にに関する研究会,平成23年11月] は、NPO法人会計基準を「現段階において望ましい会計基準⁽⁵⁵⁾」と位置付けている。

^{(56) [}NPO 法人会計基準協議会, 2012] 23頁「NPO 法人会計基準27使途等が制約された寄付金等の取扱い|

⁽⁵⁷⁾ 前注33頁、162頁

⁽⁵⁸⁾ 前注57頁

制約を記すこととされ分別管理(59)されている。

(4) コミュニティ財団の例

寄付白書2010⁽⁶⁰⁾は、コミュニティファンドを「地域のお金を集めて、地域の NPO、市民活動団体、社会福祉法人およびその他の非営利組織に助成する 募金組織、NPO基金、地域ファンド、市民ファンド、市民基金と呼ばれているものが該当する。(以下略一筆者)」と定義し全国から事例を収集し、49のコミュニティファンドの一覧表して掲げている。一方、寄付白書2013⁽⁶¹⁾は、「2012年は、全国で NPO や市民活動支援を目的とした市民ファンド・市民コミュニティ財団が相次いで設立された。市民ファンド・市民コミュニティ財団とは、概ね市民や企業から寄付を集め、社会課題解決に取り組む NPO や市民活動団体への助成や寄付仲介を行う機能を持つ」と定義した上で、近年設立された主な市民ファンド・コミュニティ財団23件の一覧表を掲げている。

あるコミュニティ財団の寄付の募集要項を見ると、大口の寄付や遺贈により受け入れた寄付財産を個別に基金として分別管理を行い、寄付者又は遺贈者の意思に従って特定の公益分野の活動を助成するため当該公益目的活動の活動企画を公募し、助成先及び助成金額をコミュニティ財団に設けられた選考委員会が選定し、実施する仕組みとなっているものがある。このような寄付の方法は寄付者が委託者、コミュニティ財団が受託者として公益目的の信託の要件を充たすと考えられる。

また、別のコミュニティ財団においては、財団が、例えば、「がんの撲滅」や「街づくり支援」など特定の公益目的を定め、その目的ごとに小口寄付を募り財団内に基金を設置して助成先を選定し、助成金額を決し、実施する仕組みとなっているものがある。コミュニティ財団が公益目的を掲げ寄付を募集する寄付の中にはオンラインで寄付が完結する仕組みとなっているものもある。このように一の公益法人等(受託者)と多数の寄付者(委託者)の間に寄付を行う契約(信託契約)があるとき、信託財産の分別管理義務は任意規定であって

⁽⁵⁹⁾ 分別管理義務(信託法34条)。なお、信託財産が分別して管理されていることは信託の要件ではなく、受託者の義務の履行の結果である。

^{(60) [}日本ファンドレイジング協会, 2011] 104頁、105頁

^{(61) [}日本ファンドレイジング協会, 2013] 183頁

駒澤法曹第12号(2016)

個々の信託契約において信託財産を合同して管理又は処分する旨の合意があれば、信託財産を合同して管理又は処分することができる⁽⁶²⁾。

これらの寄付方法は、寄付者が委託者としてコミュニティ財団が受託者として公益目的の信託の要件を充たすものと考えられる。

(5) 博物館、ナショナル・トラストの例

①博物館の例

ある博物館概論⁽⁶³⁾の教科書をみると「博物館資料の収集は、交換などは、特別な例であり、通常は寄贈、寄託、購入という3つの受入方法に基づいている。⁽⁶⁴⁾」とされ、寄贈資料を受け入れるときの手順として先ず、学芸員が資料所蔵者を訪ね、現況調書の作成や写真撮影など資料そのものに対する調査にとどまらず、資料の保存状態や保存環境にまで視野を広げ調査し、受け入れることが推奨されている。このような経過を経て受け入られる博物館資料を寄贈した寄贈者は、博物館資料として研究や展示に活用され、大切に保管し、保存されることを期待し寄贈すると考えられる。その資料が、金銭に換算できる財産的な価値を有する物であっても換価処分することは期待していない。ここに、寄贈者を委託者、博物館を受託者として博物館資料の研究及び公開することを信託目的する博物館資料を信託財産とする信託成立の蓋然性を見出すことができる。

実務上は、公益財団法人の博物館において国宝もしくは重要文化財またはこれに準ずる博物館資料の寄贈を受けるときは、寄贈者の納得を得るため公益財団法人の定款で当該寄贈物を基本財産と定めることにより処分しないことを約することが行われている。確かに、定款に定められた基本財産を処分するに

⁽⁶²⁾ 商事信託分野においては、預金型商事信託(指定金銭信託合同運用、貸付信託 など)として頻繁に行われている([神田秀樹,1998]58頁)。小口の信託財産を 合同して運用する根拠は、分別管理義務(信託法34条)が任意規定であり、信 託契約にその旨規定されていることに求められる(「四宮和夫,1989]221頁)。

⁽⁶³⁾ 学芸員資格認定試験の必須科目である(博物館法施行規則6条3項)。

^{(64) [}網干善教、高橋隆博, 2001] 110頁

は、評議員会の特別決議⁽⁶⁵⁾を経て処分する必要があることとなり理事会のみの意思決定により処分し得ることと比較すると一応の歯止めとなると考えられる。しかし、寄贈を贈与契約又は負担付贈与契約と考える限り財務状況の悪化より処分⁽⁶⁶⁾するときや債権者からの差押または倒産処理に対しては無力である。信託財産として強制執行の排除や倒産隔離⁽⁶⁷⁾機能を活用すべきケースである。

②ナショナル・トラストの例

ナショナル・トラストとは「『無秩序な都市化や野放図な工業化の波によって破壊される恐れのある貴重な自然や歴史的環境を守るために広く国民から寄付を募って土地や建造物を買い取り、あるいは寄贈を受け、さらには所有者との間に保存契約を結ぶなどして、保存、管理、公開する活動をいう』と⁽⁶⁸⁾」定義され、50以上の一般財団法人等及び公益法人等が全国でナショナル・トラスト運動を展開しており、各団体のウェッブサイトにおいては、特定の土地などをナショナル・トラスト地として取得するための寄付の募集も行われている⁽⁶⁹⁾。

目的を定めて募集した小口の寄付金を合同して管理処分為し得ることについては、コミュニティ財団において説明したとおりである。そして、その合同された金銭をもって購入したナショナル・トラスト地(土地)も信託財産とな

- (65) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律189条2項3号
- (66) 日本刀装具美術館は、親会社の悪化によりコレクションの刀剣70点をロンドンでオークションに出品し。残る刀剣もニューヨークでオークションにかけられる予定である旨の報道がなされている。(ヨミダス歴史館2012/03/12https://database.vomiuri/co/ip/rekishikan)
- (67) 信託法23条、25条
- (68) 「木原啓吉 . 1998〕 4 頁
- (69) 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会のウェッブサイトにおいては同法 人がナショナル・トラスト地を取得するための寄付の募集とともに、全国の ナショナル・トラスト団体が紹介されている。http://www.ntrust.or.jp/gaiyo/ gaiyo.html

る⁽⁷⁰⁾。そして当該不動産が、信託財産として保護を受けるためには、権利(所有権)移転登記に加え信託の登記を行う必要がある⁽⁷¹⁾。博物館資料のような動産は信託の登記又は登録を行うことができないので、信託の登記又は登録なくして信託財産としての保護を受けることができる⁽⁷²⁾のと異なるところである。

4 おわりに

(1) これまでの検討内容

公益法人等が寄付により受け入れた財産が「寄付者の意思により使途、処分または保有形態に制約が課せられているその制約の内容が専ら寄付を受け入れた公益法人の利益を図る目的でなければ寄付者および寄付を受け入れた公益法人等が信託の設定を主観的には意図していなくても客観的には信託の要件を充たすこととなる。コミュニティ財団の寄付財産、博物館資料、ナショナル・トラスト地に信託を見出すことができる。

信託の要件が充たされると信託法及び公益信託法の諸規定が適用される。平成18年に改正された信託法及び公益信託法の諸規定には、このような寄付により公益法人等が受け入れた寄付財産に関して混乱を招きかねない規定が定められている。具体的には、「公益を目的とする許可のない信託は効力を有さないとされたこと」、「公益を目的とする信託は自己信託により設定できないとされたこと」であり、これらの規定が認められることを前提として、「遺言信託により設定される公益を目的とする信託は、信託管理人を必須とする」「許可のない公益を目的とする信託の存続期間は20年を超えることができない」旨の規定である。

(2) 公益信託法の改正にあたって

①公益法人等に対する主観的に意図しない許可のない公益目的の信託が存在 する実態を前提として公益信託法の改正にあたるべきである。

⁽⁷⁰⁾ 信託法16条

⁽⁷¹⁾ 信託法14条、不動産登記法97条

⁽⁷²⁾ 信託法14条反対解釈

- ②公益法人等に対する許可のない公益目的の信託は、これを認めるべきである。 すなわち、公益等認定委員会等の行政庁の監督のもと当該信託は、受益者の 定めがなくとも寄付者の意思により制約が課された財産としてその履行のた めの財産となり、信託財産としての保護を受けてしかるべきである。
- ③公益法人等に対する許可のない公益目的の信託を認めるにあたっては、 「遺言信託により設定される公益を目的とする信託は、信託管理人を必須 とする」「許可のない公益を目的とする信託の存続期間は20年を超えるこ とができない」との規定は、これを適用除外とすべきである。

以上

文献目録

NPO 法人会計基準協議会. (2012). NPO 法人会計基準[完全収録版第2版]. 四宮和夫. (1989). 信託法 < 新版 >. 有斐閣.

新井誠. (2014). 信託法第4版. 有斐閣.

神田秀樹. (1998). 商事信託の法理について. 信託法研究22号.

道垣内弘人. (2007). 信託法入門.

内閣府公益認定等委員会.(平成20年年4月11日(平成21年年10月26日改正)). 公益法人会計基準.

内閣府特定非営利活動法人の会計の明確化にに関する研究会. (平成23年11月).報告書.

日本ファンドレイジング協会. (2011). 寄付白書2010. 日本経団連出版.

日本ファンドレイジング協会. (2013). 寄付白書2013. 日本ファンドレイジン グ協会

能見善久 (2004) 現代信託法 有斐閣.

網干善教、高橋隆博. (2001). 博物館学概説. 関西大学出版部.

木原啓吉 (1998), ナショナル・トラスト新版 , 三省堂 ,